

役員報酬規程

社会福祉法人 昌壽会

役員報酬規程

(目的)

第 1 条

この規程は、社会福祉法人昌壽会（以下「法人」という。）の法人経營業務に従事する役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条

この規程において役員とは、法人の理事、監事をいう。

(報酬)

第 3 条

法人を主たる勤務場所として経營業務に従事する常勤役員（役員規程第 3 条）の報酬は、法人での役割や職務の内容を総合的に勘案評価し、4 項に定める役員報酬基準額を評議員会において決定し、支給する。

2 前項に該当しない非常勤役員（役員規程第 3 条）が評議員会・理事会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、その費用を弁償する。

3 理事において、各施設及び本部事務局の職を兼務する者には、第 2 項は適用しない。

4 役員報酬基準額

役員報酬は勤務実態に即した報酬額を支給する事とし、法人の業績により報酬額の変更が必要などときは、年度末の評議員会及び理事会の決議により、翌年度の報酬を見直すことができる。

対象役員 法人経營業務に従事する常勤役員（役員規程第 3 条）

報酬額 週 1 日若しくは、月間 4 日勤務につき年間 200 万円とし、下記報酬基準表に即して支給する。（平成 23 年 4 月 1 日改定の役員報酬規程に基づく）

「報酬基準表」

〔単位円〕

勤務日数	月額報酬額	期末月報酬額*	年間報酬額
週 1 日若しくは、月間 4 日勤務	166,000	174,000	2,000,000
週 2 日若しくは、月間 8 日勤務	333,000	337,000	4,000,000
週 3 日若しくは、月間 12 日勤務	500,000	500,000	6,000,000
週 4 日若しくは、月間 16 日勤務	666,000	674,000	8,000,000
週 5 日若しくは、月間 20 日勤務	833,000	837,000	10,000,000

*端数は期末月額報酬により調整する。

(報酬の支払方法)

第 4 条

報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員については、毎月18日(当日が休日又は金融機関が休業の場合には、これらの日の前日)に金融機関の口座に振込む方法により支払う。
- (2) 第3条2項の役員については、その都度現金にて費用を弁償する。

(改定)

第 5 条

この規程の改定は、評議員会及び理事会の決議により行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より改定施行する。

この規程は、平成29年4月1日より改定施行する。